

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	定額減税補足給付金（調整給付）支給関係ファイル
行政機関等の名称	大阪市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	財政局税務部課税課（個人課税グループ）、市民局総務部電力等価格高騰重点支援給付金担当
個人情報ファイルの利用目的	定額減税補足給付金（調整給付）（以下「調整給付」という。）の支給事務のために利用する
記録項目	<p>1 相当年度、2 特別区コード、3 課税区コード、4 台帳番号、5 基本調査簿区分、6 宛名番号、7 宛名履歴番号、8 送付先宛名番号、9 送付先番号、10 氏名表示区分、11 納管人等宛名番号、12 納管人等識別区分、13 納管人等氏名表示区分、14 自治体コード、15 宛名番号（税務システム）、16 給与所得額、17 雑所得額（総合）、18 事業所得額、19 不動産所得額、20 利子所得額（総合）、21 配当所得額（総合）、22 譲渡所得額（総合）、23 一時所得額（総合）、24 上場株式等配当等所得額（申告分離）、25 短期一般所得額（特別控除前）、26 短期軽減所得額（特別控除前）、27 長期一般所得額（特別控除前）、28 長期特定所得額、29 長期軽減所得額（特別控除前）、30 一般株式等譲渡所得額、31 上場株式等譲渡所得額、32 先物取引雑所得額（申告分離）、33 山林所得額、34 退職所得額、35 純損失繰越控除額、36 雑損失繰越控除額、37 居住用財産譲渡損失繰越控除額、38 特定居住用財産譲渡損失繰越控除額、39 上場株式等譲渡損失繰越控除額、40 特定株式等譲渡損失繰越控除額、41 先物取引差金等決済損失繰越控除額、42 特別控除額（長期一般所得）、43 特別控除額（長期軽減所得）、44 特別控除額（短期一般所得）、45 特別控除額（短期軽減所得）、46 雑損控除額、47 医療費控除額、48 小規模共済等掛金控除額、49 社会保険料控除額、50 生命保険料控除額、51 地震保険料控除額、52 配偶者特別控除額、53 配偶者控除等、54 一般扶養控除者数、55 特定扶養控除者数、56 老人扶養控除者数、57 同居老人扶養控除者数、58 普通障害者数、59 特別障害者数、60 同居特別障害者数、61 控除対象障害者、62 控除対象寡婦・ひとり親、63 控除対象勤労学生、64 市町村民税_住宅借入金等特別税額控除額、65 市町村民税所得割額（定額減税前）、66 都道府県民税所得割額（定額減税前）、67 16歳未満扶養者数、68 合計所得金額、69 扶養親族（控除対象配偶者含む）のうち国外居住者の数、70 令和6年推計所得税額（令和5年所得税額）、71 所得税における扶養親族数（控除対象配偶者含む）、72 所得税における合計所得金額、73 宛名番号（税務システム）_1、74 令和6年度個人住民税所得割額、75 個人住民税における扶養親族数（控除対象配偶者含む、国外居住者除く）、76 個人住民税定額減税可能額、77 個人住民税控除不足額、78 令和6年推計所得税額（令和5年所得税額）_2、79 所得税における扶養親族数（控除対象配偶者含む、国外居住者除く）、80 所得税定額減税可能額、81 所得税控除不足額、82 調整給付額（円単位）、83 調整給付額（万円単位）、84 納税義務者氏名（編集後）、85 納税義務者氏名（カナ）（編集後）、</p> <p>86 生年月日、87 納税義務者住所、88 納税義務者住所郵便番号、89 納税義務者住所郵便番号（編集後）、90 送付先氏名（1段目）、91 送付先氏名（2段目）、92 送付先住所（1段目）、93 送付先住所（2段目）、94 送付先住所（3段目）、95 送付先住所郵便番号、96 送付先住所郵便番号（編集後）、97 納管人氏名（編集後）、98 納管人住所、99 納管人住所郵便番号、100 納管人住所郵便番号（編集後）、101 納税義務者宛名編集補記区分、102 送付先宛名編集補記区分、103 納管人宛名編集補記区分、104 納税義務者最新宛名番号、105 納税義務者補記区分、106 納税義務者点字区分、107 納税義務者発行抑止区分（DV）、108 納税義務者氏名、109 納税義務者通称名、110 納税義務者氏名（カナ）、111 納税義務者通称名（カナ）、112 納管人最新宛名番号、113 納管人補記区分、114 納管人点字区分、115 納管人発行抑止区分（DV）、116 納管人氏名、117 納管人通称名、118 納管人氏名（カナ）、119 納管人通称名（カナ）、120 送付先補記区分、121 送付先区分、122 金融機関コード、123 金融機関名（カナ）、124 店番（支店コード）、125 支店名（カナ）、126 預貯金種目コード、127 口座番号、128 名義人氏名（カナ）、129 記号、130 番号 等</p>
記録範囲	<p>令和6年1月1日時点で大阪市に住所を有する納税義務者であり、以下に掲げる要件を満たす者。ただし、納税義務者本人の合計所得金額が1,805万円を超える者は対象外。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納税義務者本人及び控除対象配偶者・扶養親族の数に基づき算定される定額減税可能額が、次の①または②のいずれかに該当する者 ①所得税の定額減税可能額（3万円×減税対象人数×1）が「令和6年分推計所得税額×2」を上回る ②個人市・府民税所得割の定額減税可能額（1万円×減税対象人数）が「令和6年度分個人市・府民税所得割額」を上回る <p>※1：減税対象人数とは、納税義務者本人および控除対象配偶者・扶養親族の数 ※2：令和6年分推計所得税額は令和6年度個人市・府民税情報を基に算定</p>

記録情報の収集方法	個人住民税の課税情報からのデータ取得、対象者本人からの書面での申請、他の行政機関	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	都道府県警、警察署、他自治体（捜査関係事項照会書に対する回答等）	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）総務局行政部行政課（情報公開グループ）	
	（所在地）〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備 考	—	